

登校・登園・登室許可証(医療機関が記入)

足立区医師会  
足立区  
足立区教育委員会

医師が記入した登校・登園・登室許可証が必要な感染症

○印	病名	登校・登園・登室停止期間
1	麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過するまで
2	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
3	水痘(みずぼうそう)・帯状疱疹(※①)	すべての発しんがかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(乳児から幼児については3日※②)を経過するまで
6	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
7	結核	感染の恐れがなくなるまで
8	咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消失した後2日を経過するまで
9	流行性角結膜炎(はやり目)	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
10	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
11	腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
12	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

※① 第2種感染症の対象ではない。

※② 乳児から幼児については、ウイルス排泄が長期に及ぶため登園基準を「解熱した後3日を経過するまで」とする。

(提出先) 日ノ出町保育園 学校・園・学童室

年 組 児童・生徒 氏名

出席停止期間 月 日から 月 日まで

平成 年 月 日から登校・登園・登室してもよいことを証明します

医療機関名

医師名

印

切り取り

足立区医師会  
足立区  
足立区教育委員会

登校・登園・登室届(保護者が記入)

医師から登校・登園・登室可能と判断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

○印	病名	登校・登園・登室のめやす
1	手足口病	病状が改善し全身状態が良好
2	溶連菌感染症	治療開始後24時間経過し、全身状態が良好
3	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良好
4	感染性胃腸炎	医師の判断がでるまで
5	ヘルパンギーナ	全身状態が良好
6	マイコプラズマ肺炎	病状が改善し全身状態が良好
7	RSウイルス感染症	病状が改善し全身状態が良好

(提出先) 日ノ出町保育園 学校・園・学童室

年 組 児童・生徒 氏名

受診した病院名

通院した期間 月 日 ~ 月 日

登校・登園・登室可能と判断された日 月 日

上記の通り相違ありません

平成 年 月 日

保護者名

印